



三重県公報

令和3年3月19日 (金)

第 192 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

規 則

56	三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則	(工事検査担当)	3
----	-----------------------	----------	---

企業庁管理規程

5	三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	3
---	----------------------------	-------	---

病院事業庁管理規程

6	三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	4
---	------------------------------	---------	---

告 示

170	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地域福祉課)	4
-----	----------------------------------	---------	---

171	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
-----	--------------------------------	-----	---

172	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	5
-----	-----------------------------------	-----	---

173	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
-----	--------------------------------	-----	---

174	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	5
-----	--	-----	---

175	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
-----	--	-----	---

176	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	5
-----	---	-----	---

177	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
-----	--	-----	---

178	家畜伝染病検査等の実施	(畜産課)	6
-----	-------------	-------	---

179	家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施	(同)	7
-----	-----------------------	-----	---

180	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(水産振興課)	7
-----	-----------------------	---------	---

181	同伴	(同)	8
-----	----	-----	---

182	同伴	(同)	8
-----	----	-----	---

183	同伴	(同)	8
-----	----	-----	---

184	同伴	(同)	8
-----	----	-----	---

185	同伴	(同)	8
-----	----	-----	---

186	同伴	(同)	8
-----	----	-----	---

187	同伴	(同)	9
-----	----	-----	---

188	同伴	(同)	9
-----	----	-----	---

189	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	9
-----	-----------------------	------------------	---

190	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市政策課)	9
-----	------------------	---------	---

公 告

土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧

(農地調整課) 10

令和2年度後期技能検定特級、1級、2級及び3級に合格した者	(雇用対策課) 10
基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課) 10

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(鈴鹿地域防災総合事務所) 11
同件	(病院事業庁) 11

規則

二重県建設工事検査規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年3月十九日

二重県知事 鈴木英敬

三重県規則第五十六号

二重県建設工事検査規則の一部を改正する規則

二重県建設工事検査規則（昭和四十年二重県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「④」を削る。

第三号様式の「中「④」及び「（注）課長又は所長がこの様式により中間検査を要求する場合には、④を省略するものとする。」を削る。

第四号様式から第六号様式までの規定中「④」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の二重県建設工事検査規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、この規則による改正後の二重県建設工事検査規則の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。

3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

企業庁管理規程

二重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程を以下に公布します。

令和3年3月十九日

二重県企業庁長 喜多正幸

三重県企業庁管理規程第五号

二重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

二重県企業庁建設工事検査規程（平成十年二重県企業庁管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「④」を削る。

第三号様式の「中「④」及び「（注）課長又は所長がこの様式により中間検査を要求する場合には、④を省略するものとする。」を削る。

第四号様式から第六号様式までの規定中「④」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の二重県企業庁建設工事検査規程（次項において「旧管理規程」という。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、この管理規程による改正後の二重県企業庁建設工事検査規程の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。

3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程を以下に公布します。

令和3年3月十九日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁建設工事検査規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「⑩」を削る。

第三号様式の11中「⑩」及び「（注）課長又は院長がこの様式により中間検査を要求する場合には、⑩を省略するものとする。」を削る。

第四号様式から第六号様式までの規定中「⑩」を削る。

附 則

（施行期日）

1 ハの管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 ハの管理規程の施行の際現ハの管理規程による改正前の三重県病院事業庁建設工事検査規程（次項において「旧管理規程」といつ。）の規定により提出されている要求書その他の書類は、ハの管理規程による改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定により提出された要求書その他の書類とみなす。

3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用するハができる。

告 示

三重県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いせはまごう くらた内科	伊勢市黒瀬町690-2	令和3年3月3日
たなか歯科医院	いなべ市北勢町阿下喜824番地	令和2年7月1日
たいせい薬局	桑名市神成町2丁目72番地の1	令和3年2月1日
スギ薬局四日市中央店	四日市市赤堀2丁目5-24	令和3年2月11日
スマイルホーム伊勢訪問看護事業所	伊勢市本町16-5	令和3年2月1日

三重県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永田小児歯科医院	三重郡川越町豊田324	令和3年1月31日
スギ薬局 城西店	四日市市中川原1丁目3-2	令和3年2月10日
金時薬局 ハリマ店	桑名市神成町2-72-1	令和3年1月31日
たなか歯科	いなべ市北勢町阿下喜824番地	令和2年6月30日
訪問看護 あかりの郷ななくり	津市大鳥町435番地12	令和2年3月31日

三重県告示第 172 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
東方調剤薬局	桑名市東方字打上田 265 番地 5	令和 2 年 11 月 1 日	居宅療養管理指導
東方調剤薬局	桑名市東方字打上田 265 番地 5	令和 2 年 11 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 173 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
スギ薬局 城西店	四日市市中川原 1 丁目 3-2	居宅療養管理指導	令和 3 年 2 月 10 日
スギ薬局 城西店	四日市市中川原 1 丁目 3-2	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 2 月 10 日

三重県告示第 174 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いせはまごう くらた内科	伊勢市黒瀬町 690-2	令和 3 年 3 月 3 日
たなか歯科医院	いなべ市北勢町阿下喜 824 番地	令和 2 年 7 月 1 日
たいせい薬局	桑名市神成町 2 丁目 72 番地の 1	令和 3 年 2 月 1 日
スギ薬局四日市中央店	四日市市赤堀 2 丁目 5-24	令和 3 年 2 月 11 日
スマイルホーム伊勢訪問看護事業所	伊勢市本町 16-5	令和 3 年 2 月 1 日

三重県告示第 175 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永田小児歯科医院	三重郡川越町豊田 324	令和 3 年 1 月 31 日
スギ薬局 城西店	四日市市中川原 1 丁目 3-2	令和 3 年 2 月 10 日
金時薬局 ハリマ店	桑名市神成町 2-72-1	令和 3 年 1 月 31 日
たなか歯科	いなべ市北勢町阿下喜 824 番地	令和 2 年 6 月 30 日
訪問看護 あかりの郷ななくり	津市大鳥町 435 番地 12	令和 2 年 3 月 31 日

三重県告示第 176 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の

2 第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業(サービス)の種類
東方調剤薬局	桑名市東方字打上田265番地5	令和2年11月1日	居宅療養管理指導
東方調剤薬局	桑名市東方字打上田265番地5	令和2年11月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第177号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	廃止年月日
スギ薬局 城西店	四日市市中川原1丁目3-2	居宅療養管理指導	令和3年2月10日
スギ薬局 城西店	四日市市中川原1丁目3-2	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月10日

三重県告示第178号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく腐そ病検査、家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査、ニューカッスル病検査、鳥マイコプラズマ症検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ症検査、牛結核検査、伝達性海綿状脳症検査及びアカバネ病検査を次のとおり実施します。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 実施の目的

腐そ病、家きんサルモネラ症(ひな白痢)、ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症、牛ヨーネ病、牛ブルセラ症、牛結核及び伝達性海綿状脳症の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及びアカバネ病の発生予察のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜等の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 腐そ病検査

みつばち

イ 家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査及びニューカッスル病検査

鶏(種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏)

ウ 鳥マイコプラズマ症検査

鶏(種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏のうち家畜保健衛生所長が特に必要と認めた鶏)

エ 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)第3の1(1)及び第3の2(1)に基づき、家畜保健衛生所長が指示した家きん

オ 牛ヨーネ病検査

牛(生後6月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛並びに県内で生産された未検査牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未

検査肉用雌牛、令和 2 年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成 23 年度又は平成 28 年度に県内で初回検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛)

カ 牛ブルセラ症検査及び牛結核検査

牛(令和 2 年 12 月 1 日において輸入から 1 年以上を経過し、かつ同日に生存していた、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛のうち、令和 3 年 4 月 1 日以降の調査時点において県内で飼養されている 1 農場当たり 30 頭までの牛、家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項の検査の対象牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛)

キ 伝達性海綿状脳症検査

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

ク アカバネ病検査

牛(家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛又は令和 3 年 4 月末時点での抗体陰性牛)

3 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) 腐そ病検査については、臨床検査及び細菌検査
- (2) 家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査及び鳥マイコプラズマ症検査については、凝集反応検査
- (3) ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応検査
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査(酵素免疫測定法)及びその他必要な検査
- (5) 牛ヨーネ病検査及び伝達性海綿状脳症については、家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号)別表第 1 に規定する検査方法
- (6) 牛ブルセラ症検査及び牛結核検査については、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領(令和 3 年 3 月 5 日付け 2 消安第 5800 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に規定する検査方法
- (7) アカバネ病検査については、牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領(令和 3 年 3 月 8 日付け 2 消安第 5810 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に規定する方法

三重県告示第 179 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 実施の目的

県内における豚熱の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし(高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。)

3 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

皮下又は筋肉内注射法

三重県告示第 180 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号)第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入

区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

木曽岬加入区

三重県告示第181号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

錦加入区

三重県告示第182号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

長島町加入区

三重県告示第183号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

海山加入区

三重県告示第184号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

須賀利加入区

三重県告示第185号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

尾鷲加入区

三重県告示第186号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

尾鷲南加入区

三重県告示第 187 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

熊野加入区

三重県告示第 188 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

桑北加入区

三重県告示第 189 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マート北楠店

四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番 14 ほか 11 筆

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見なし

(2) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(3) 廃棄物に係る事項

意見なし

(4) その他の事項

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 3 月 19 日から同年 4 月 19 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 190 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 施行者の名称

桑名市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
桑名都市計画道路事業
8・7・5号 桑名駅自由通路
- 3 事業施行期間
平成29年3月7日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業用排水施設整備事業（小規模）黒部第3地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年3月22日から同年4月16日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）

令和2年度後期技能検定特級、1級、2級及び3級に合格した者は、次のとおりです。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階）に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和3年3月19日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
三重県全域

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月19日

三重県知事 鈴木英敬

1 特定役務の名称	令和2~5年度 三重県鈴鹿府舎清掃・警備業務委託
2 担当部局	鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿地域防災総合事務所地域調整防災室
3 落札者決定日	令和3年2月25日
4 落札者	三重県桑名市有楽町65番地 キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之
5 落札金額	入札価格 58,504,650円 契約金額 64,355,115円
6 決定手続	総合評価一般競争入札
7 入札公告日	令和2年12月15日

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月19日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

1 特定役務の名称	令和2~5年度 三重県立こころの医療センター清掃業務委託
2 担当部局	津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課
3 落札者決定日	令和3年2月17日
4 落札者	三重県津市北丸之内191番地 中部商事株式会社 代表取締役 川治 友和
5 落札金額	入札価格 138,420,000円 契約金額 152,262,000円
6 決定手続	総合評価一般競争入札
7 入札公告日	令和2年12月22日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>